

農業農村整備事業 実施計画策定事業	事業主体	県	農村振興課 地域計画班
		市町村	農村整備課 換地・用地班

## 趣 旨

農業農村整備事業の事業計画段階においては、優良農地の有効利用、経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止、畑地帯の整備をはじめとする生産基盤対策、農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能に配慮した計画的、効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要になっている。このため、経営体の育成に向けた基盤整備、畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要な基盤整備の向上に資する各種事業に対応し策定する実施計画について助成し、もって農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

## 事業の内容

### 1 農業競争力強化農地整備事業（実施計画等策定事業）

#### (1) 実施計画策定（実施主体：都道府県）

農地整備事業等の実施が予定される地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

実施計画の策定期間は、次の①又は②のとおりとする。

- ①実施期間は1年（担い手への農地利用集積率が80%以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあっては2年）以内とする。
- ②中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画策定地域における地区の場合にあっては4年以内とする。

#### (2) 経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村，土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、次に掲げる業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑦及び⑫の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ①地区内農地等状況調査     | ⑧経営体育成方針作成    |
| ②農用地集団化促進基本計画作成 | ⑨創設農用地・増歩換地調整 |
| ③従前地面積測定        | ⑩非農用地換地関係調整   |
| ④合意形成促進         | ⑪交換分合基準含み換地調整 |
| ⑤地区内アンケート調査     | ⑫換地設計基準作成     |
| ⑥地区内ゾーン設定調整     | ⑬換地計画素案作成     |
| ⑦地域営農構想作成       | ⑭経営体育成換地調整    |

### 2 農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画等策定事業）

#### (1) 実施計画策定（実施主体：都道府県）

農地整備事業の実施が予定される地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。

実施計画の策定期間は、次の①又は②のとおりとする。

- ①実施計画の策定期間は、2年以内とする。
- ②中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画策定地域に位置する地区の場合にあっては、4年以内とする。

#### (2) 経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村，土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、1の(2)で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑦及び⑩の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

### 3 農山漁村地域整備交付金（農地整備実施計画策定事業）

#### (1) 実施計画策定（実施主体：都道府県，市町村等）

農業用排水施設，農業用道路，区画整理、農用地の造成，客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において、当該事業に必要な諸条件について調査，計画及び設計を行い，実施計画を策定する。

実施期間は1年以内とする。

#### (2) 経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村，土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、1の(2)で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑦及び⑩の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

## 負担割合

### 1 農業競争力強化農地整備事業，農山漁村地域整備交付金

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	実施計画策定	50(55)	25(22.5)	25(22.5)	—	( )は中山間地域等の場合に適用
団体営	実施計画策定	50	—	50		
	経営体育成促進換地等調整	50(55)	—	50		

### 2 農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画等策定事業）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	実施計画策定	62.5	18.75	18.75	—	
団体営	経営体育成促進換地等調整	62.5	—	37.5	—	